

住民の安全・安心を支える行政サービス等の確保に関する意見書（案）

現在、東日本大震災からの被災者救援や被災地復興、また福島原発事故対策に向けた取り組みが進められている。そのような中、国や地方自治体の職員は、震災発生直後から救援活動に当たり、燃料確保やインフラ復旧、物流の復活、医療活動等を通じて被災者の生命を支え、各地域において国が果たすべき責任と役割や公務・公共サービスの重要性が改めて明らかになった。

今後、東海地震や東南海・南海地震の発生が確実視され、東北地方太平洋沖地震の発生により地震活動が活発化する危険性も指摘されている中、国に求められることは、防災対策等において地方自治体と一体となり住民の生命を守り、安全・安心を確保する責任と役割を發揮することである。

そのような状況において、地域主権改革を実行するための確実な財源の根拠もないまま国の出先機関を地方自治体に移譲することは、地方自治体の財政状況をさらに悪化させ、自治体間の格差拡大や雇用問題など、様々な社会不安が増大することになる。

よって、国においては、住民の安全・安心を支えるための行政サービス等の確保に関し、以下の事項について実現されるよう強く要望する。

記

1. 財源や権限の移譲を明確にしないままでの、地方に犠牲を強いる恐れのある地域主権改革は行わないこと。
2. 国の地方出先機関の廃止により、行政サービスの低下を招くことのないよう万全の措置を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 3 月 21 日

延 岡 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
法 務 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
経 済 産 業 大 臣
国 土 交 通 大 臣
環 境 大 臣
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長